

保育園児・幼稚園児

入園受付開始!!

提出期限 十二月二十五日(金)

平成5年度の保育園、幼稚園の入園受付を開始しました。入園を希望されるご家庭は期限までに申し込みをして下さい。

〈保育園〉

定員数
小須戸保育園 一六〇名
矢代田保育園 一〇〇名
申込資格 当町在住者に限る



〈幼稚園〉

五、入園申請書用紙は各保育園及び福祉係にあります。
六、不明の点がありましたら、住民福祉課福祉係へおたずねください。

募集定員 一六〇名
申込資格 当町在住の四才児と五才児

四才児は、昭和六十三年四月二日から平成元年四月一日まで出生した幼児
五才児は、昭和六十二年四月二日から昭和六十二年四月一日までに出生した幼児

申込期限 平成四年十二月二十五日(金)

申込場所 小須戸町教育委員会 小須戸幼稚園

職員の異動

(十一月一日付)

▼住民福祉課
福祉係 箕和 均
(住民福祉課戸籍係)
戸籍係 吉田 浩二
(総務課庶務係)

なお、申込期限までに源泉徴収票を添付することができない方は、福祉係へご連絡ください。四、未満児の入園希望が少数のときは、三才児クラスとの混合保育になるかもしれません。

水道管にも冬じたくを!

冬將軍の到来にそなえて皆さんのご家庭の水道管は万全ですか?

気温がマイナス四度以下になると、防寒の不完全な水道管は凍ったり破裂したりします。

① 水道管がむき出しになっているところ
② 水道管が北向きにあるところ

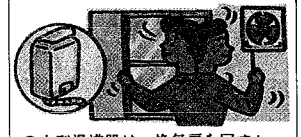
●風当りの強いところにある水道管
●以前にも凍ったことのある場所
●凍結破裂の被害を少なくするため、止水栓の位置の確認、目印をしておきましょう。

①、長期間の留守をする場合は必ず元栓で止めましょう。
②、畑、ハウス、池等日常使用しない場所は元栓で止めておきましょう。

③、毎年凍結する場所については完全な防寒処理を。
④、雪おろしや除雪等で水道管の上りや水路を渡っている架管ヶ所には目印や補強をしましょう。
⑤、凍結破裂の場合の被害を少なくするため、止水栓の位置の確認、目印をしておきましょう。

ガスをついたら必ず換気

ガスをついたら必ず換気



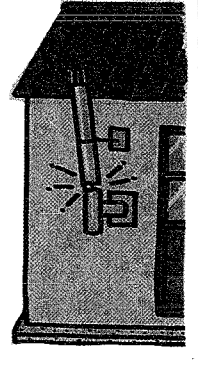
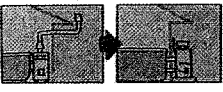
●小型湯沸器は、換気扇を回すか、窓を開けてご使用ください。
*冷房中、暖房中は窓を閉めきりがないので特にご注意ください。



●開放型ストーブをご使用中は、30分から1時間に1回、1分ほど窓を開けて、換気してください。

排気筒や給気口(換気口)はとどき点検

- ふろがま、大型湯沸器、大型ストーブなどで排気筒や給気口を必要とする器具は、正しい施工方法で必ず排気筒などを取り付けてください。
- 給気口は物でふさいだり、目ばりをしたりしていないかどうか確認してください。
- 強い風や、大雪のあとは外に出て、排気筒のはずれやこわれがないかどうか点検してください。
- 排気筒などの設置や修理は、専門工事業者に相談ください。
- 浴室内で排気筒式ふろがまをお使いのお客様は、不完全燃焼警報器の設置、または排気筒式以外のふろがまに交換されることをおすすめします。



寒梅まつり開催!

(品評会及び展示即売会)

期 日

12月11日(金)~13日(日)
午前9時~午後5時
(13日は午後3時30分まで)

場 所

小須戸町農協第1倉庫
(県道白根安田線・矢代田地内)

登記簿手数料改定のお知らせ

平成5年1月1日から登記簿の謄本等の手数料の額が下記のとおり改定されます。詳しくは、最寄りの登記所へお尋ね下さい。

申請内容	手数料額
登記簿の謄本、抄本、登記事項証明書	1通 800円
登記簿又はその附属書類の閲覧	1登記用紙(事件) 400円
地図又は建物所在図の全部又は一部の写し	1筆(個) 400円
地図又は建物所在図の閲覧	1枚 400円
印鑑の証明書	1件 400円

積雪時の水道料金について

寒い冬がすぐそこまでやってきています。皆さんのご家庭の水道料金は、毎月定例日にメーターの検針を行いそれに基づいて料金をいただいておりますが、積雪が有りますと検針が不能となります。その場合は前年同月又は前月の実績により使用量を推定して料金をいただき、雪解け後メーターの検針が可能となった月に検針を行い料金の精算をいたしますのでよろしくお願いたします。

冬期間における踏切道の交通規制

今年も降雪を迎える時期となり踏切道の安全及び除雪作業の効率を計るため、冬期間通行量の少ない踏切道について「車両通行止め」をさせて頂きますので、御協力お願いいたします。

踏切名
大沢第二
高沢第一
車両通行止期間
12月20日から3月10日まで

工業統計調査

石油等消費構造統計調査

にご協力を!

通商産業省では、工業統計調査、及び石油等消費構造統計調査を毎年十二月三十一日現在で実施しています。調査の対象となる製造業を営む事業所には、年末年始にかけて調査員が伺います。

ご協力ください

